

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本保険仲立人協会（以下「当協会」という。）の定款第7条の規定に基づき、入会金及び年会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び年会費)

第2条 会員は、別表に定める入会金及び年会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。ただし、賛助会員から正会員に移行するときは、賛助会員入会時の入会金相当額を免除することができる。

2. (特例措置) 正会員が何らかの事情により、保険募集届出人が不在(0名)となるが、保険仲立人登録を維持する場合は、別表の通り年会費を減免することができる。(原則1年、以降は個別で判断) その後、届出人登録が復活した場合は、速やかに報告し、同一事業年度内の場合は、別表に定める期間に応じた会費を納入する。

(会費等の使途)

第3条 会費等は、当協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるものとする。

(会費等の納期)

第4条 年会費は、請求書の到着後、5月末までに納入するものとする。ただし、年会費を分納する場合(2分割に限る)、年会費の半額を5月末及び11月末までに納入するものとする。

(中途入会の年会費及び納期)

第5条 事業年度の中途(7月以降)に入会した新規会員は、第2条の規定による入会金の全額と年会費の半額を、請求書の到着後速やかに納入するものとする。

(会費等の滞納)

第6条 会費等の納入が1年以上滞納したときは、その事実を理事会に報告し、会員資格の喪失について決議する。

(規程変更)

第7条 本規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則

2017年3月15日開催の定時社員総会で改定を決議

2023年3月22日定時社員総会決議により改定

別表

1. 正会員

- ・入会金 10万円
- ・年会費 以下のとおり。(単位;万円)

届出人数 *1	一般会員 基本会費	理事会員*2		
		基本会費	特別負担	会費合計
0名 特例措置*3	3			
5名未満	15	15	30	45
5~9	25	25	30	55
10~19	40	40	30	70
20~29	50	50	30	80
30~39	70	70	30	100
40~49	90	90	30	120
50~59	100	100	30	130
60~74	120	120	30	150
75~99	150	150	30	180
100~199	200	200	30	230
200~399	250	250	30	280
400以上	300	300	30	330

*1 届出人数；4月1日現在の各財務局届出済みの役員・使用人の人数
(ただし、損保・生保とも登録者は1名とする)

*2 理事会員；理事および監事が所属する会員

*3 特例措置；届出人数が0名（4月1日現在）で、保険仲立人登録を維持する正会員（協会に財務局宛変更届の写しを提出のこと）

年会費 3万円（賛助会員並に減免）

*「同一事業年度内に届出人が復活した場合」の追加納付

7月1日から8月31日までは、規定の年会費の半額

9月1日から11月30日までは、規定の年会費の1/3

12月1以降は、減免（ゼロ）

2. 賛助会員

- ・入会金 5万円
- ・年会費 3万円